

意見書

国立大学法人徳島大学有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則に関する意見は下記のとおりです。

記

作業員の時給単価引き上げについて、基本的に賛成です。

「徳島県の最低賃金」が、令和5年10月1日より時間額855円から896円に引き上げられることとなった（引き上げ率4.795%）ことによるかいていとのことですが、1年目の時給単価を920円とするなど、最低賃金を上回る時給となっていることを評価します。

ただし、その結果として、作業員の時給単価は事務補佐員等に肉薄し、3年目の時給単価は事務補佐員等の1年目を上回る水準となっております（作業員：初年度920円→2年目982円→3年目1047円に対し、事務補佐員等：1031円→1065円→1125円）。

いまから10年前には、最低賃金は現在よりも200円以上安く、それに伴って作業員の時給は657円→703円→748円で、事務補佐員等の927円→962円→1025円と、初年度で270円の差があったものが、現在は111円の差となっています。3年目以降はわずか78円の差です。

作業員の仕事を軽視するものではありませんが、この間、事務補佐員等の時給があまり上がっていないことから、事務補佐員等の間では不満が高まっていることと思います。また、徳島県内の時給単価の相場が最低賃金の上昇に伴って大幅に上昇しており、事務補佐員等を募集しても応募が集まらない、採用してもすぐ辞めてしまうといったことが危惧されます。作業員等の待遇改善は当然のこととして、事務補佐員等の待遇改善にもご尽力いただくことを希望します。具体的には、事務補佐員等の時給単価の増額や一時金の支給（特に休日の多い年末年始に合わせて12月期の一時金支給など）につき、ご検討いただくことを希望します。

2023年9月20日

国立大学法人徳島大学長 殿

常三島地区職員過半数代表者

職 名 教授

氏 名 山口裕之

印